未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「第4次産業革命」会合(PPP/PFI)(第8回)

(開催要領)

1. 開催日時:令和元年11月18日(月) 10:00~11:00

2. 場 所:中央合同庁舎第4号館12階 全省庁共用1208特別会議室

3. 出席者:

竹中 平蔵 東洋大学教授・慶應義塾大学名誉教授

田淵 良敬 一般財団法人社会変革推進財団 インパクトオフィサー

(議事次第)

1. 開会

2. PPP/PFIの活用促進について

3. 閉会

(配布資料)

資料1-1:内閣府(民間資金等活用事業推進室)提出資料

資料1-2:内閣府(政策統括官(経済社会システム担当))提出資料①

資料1-3:金融庁提出資料

資料1-4:文部科学省提出資料

資料1-5:厚生労働省提出資料①

資料1-6:厚生労働省提出資料②

資料1-7:農林水產省提出資料

資料1-8:経済産業省提出資料①

資料1-9:経済産業省提出資料②

資料1-10:国土交通省提出資料

資料 2 : 竹中会長提出資料

参考資料1:事務局提出資料

参考資料2:内閣府(民間資金等活用事業推進室)提出資料

○風木日本経済再生総合事務局次長 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより「未来投資会議構造改革徹底推進会合『第4次産業革命』会合(PPP/PFI)」の第8回目を開会いたします。

本日は御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

早速ですが「PPP/PFIの活用促進について」の議論を始めさせていただきます。

時間も限られておりますので、失礼ながら出席者の御紹介は、お手元にお配りしております座席表で代えさせていただいております。

席上には座席表、議事次第、資料1-1から1-10、資料2、参考資料1、参考資料2 を配付しておりますので、御確認ください。

なお、会場設備の関係で1点御連絡がございます。会議中御発言される際には、お手元のパネルの上でマイクのスイッチのオンにしていただきまして、タッチしてお話しいただき、御発言が終わりましたら、スイッチをオフにしていただければと思います。

それでは、ここからは竹中会長に一言いただいた上で、御進行も含めてお願いしたいと 思います。

竹中会長、よろしくお願いいたします。

○竹中会長 皆さん、おはようございます。今日は、お集まりいただいてありがとうございます。

今日は、ぜひ、時間は限られておりますけれども、有効な会議にしたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

今日ですけれども、成長戦略2019で既に決まっております、PPP/PFI関連の取り組みについてのフォローアップをする。これが第1点。

それと、次期成長戦略策定に向けた本会合としての提言(案)について、そういったことについての議論を進めたいと思います。

今日は、議論のキックオフですので、今後の進め方について私から提案したいと思うのですが、その前に、まず、関係府省から取り組み状況の説明を順次お願いしたいと思っております。

まず、内閣府のPFI推進室からお願いいたします。

〇石川内閣府大臣官房審議官 PFI推進室長の石川でございます。

お手元の資料 1-1 に「『成長戦略フォローアップ2019』等の進捗状況」ということで、 ございますでしょうか。

1 枚おめくりいただきまして、まず、フォローアップ2019に何が書いてあるかということでございますが、キャッシュフローを生み出しにくいインフラの話ですとか、一番下のほうに法人税の非課税措置の事例調査などが挙げられております。

これに基づきまして、現在の進捗状況が、次の2ページ目になります。

まず、1つ、人材活用に関する事項でございますが、コンセッション及び社会的ファイナンスを担当する参事官級の職員の増員が認められまして、公募を経て、この7月1日付

で民間の人材を専任の参事官として採用いたしました。

現在、PFIアクションプランですとか、民間提案制度のあり方など、企画立案に御尽力いただいております。

次に、10月1日付で、法務省から出向で、民間資金等活用事業推進室に1名着任されま した。

法務省は、4つのPFI刑務所を行われていますし、今、旧奈良監獄でコンセッション事業を行われているということで、省としても前向きに行われているということで、今回の出向となりました。

それと、御指摘のガイドライン改正に関することで、赤字継続の場合ですとか、二段階審査の場合の情報提供のあり方でございますが、前回、4月のフォローアップで御説明させていただいたところですが、今のところ、現行で対応可能という報告を受けておりまして、ただし、今後ともワンストップ窓口等を通じて、常にニーズを把握してまいりたいと考えております。

2ポツですが、海外調査について、本年度内、現在やっておりまして、報告書を取りま とめる予定でございます。

それと、事例集についても、本年度中に作成、公表し、自治体のやる気を高めていきたいと考えております。

次の3ページ目でございますが、今後、新たに取り組むべき施策として、PFIが導入されて20年、それとコンセッションが導入されて8年がたちますけれども、いろいろ事例が積み重なる中で、以下のような諸論点について、民間事業者へのヒアリングや、PFI法に基づく審議会であります、PFI推進委員会での議論などを通じて検討してまいりしたいと考えております。

まず、1つは、運営権者が実施できる建築の範囲ということで、運営権者は、PFI法上は、維持管理はできるけれども、建設、改修はできないとなっています。

ただ、やはり、20年、30年と続く事業においては、一定の場合に、運営権者が建設、改修、大規模改修行為をできるように法律できちんと書いたほうがいいのではないかという意見が非常に強いので、こちらについて、いかがかということを検討してまいりたい。

次に、キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入でございますが、欧米でも、民間に長期に、包括的にインフラの維持管理を任せるという例がございます。 ただ、日本では例がほとんどありません。

したがって、これを導入していくために何ができるか。場合によっては、利用料金が取れないインフラの維持管理についても、コンセッションを導入するか、こちらについての 議論を深めてまいりたいと思います。

それと、一番下ですが、SPC株式の流動化に向けた課題でございます。

こちらについては、やはり、管理者、SPCの株の譲渡は、法律上規制はなく、ガイドラインでも積極的に譲渡すべきものとなっていますが、実際の公共側がどんな人に売るつもり

だということで、実際には、株式の譲渡の承諾制を敷いているということで、どういうような譲渡スキーム、譲渡先であれば安心していただけるかということについて議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹中会長 ありがとうございます。

それでは、次は、PFS室になりますでしょうか。

○石川内閣府大臣官房審議官 引き続きまして、私のほうから、PFS推進室は、この7月1日に設置されまして、室長を兼務させていただいております。

まず、1枚開いていただきまして、成長戦略フォローアップには、どんなことが書いてあるかということですが、真ん中のあたりですけれども、重点分野として、医療・健康、介護、再犯防止の3分野を重点分野といたしまして、2022年度までの具体的なアクションプランを関係省庁と協力して、2019年度中、今年度中に策定するということでございます。

アクションプランは、その下のポツですが、ガイドラインの整備手順ですとか、エビデンス構築の進め方について、具体的に定めるとなっております。

あと、ポータルサイト構築調査、各種調査、アウトカムファンドの調査といったことが 書かれております。

これに基づきまして、次のページでございますけれども、体制整備といたしまして、7 月1日付で室を設置した。それと、重複しますが、民間からの職員を参事官級で登用いた しました。

それと、関係府省である法務省、厚生労働省、経済産業省からも人材を登用いたしました。

また、今年9月に、下にあるような関係省庁による連絡会議を立ち上げました。

それと、現在、アクションプランをつくるために、ヒアリングをいろいろ実施しております。

ヒアリングにおいては、ガイドラインの整備手順、成果指標、評価方法、支払い条件、 どうあるべきかということをヒアリングしております。

今後の取り組みですが、ポータルサイトの構築、アウトカムファンドなどの海外事例調査など、また、令和2年度においても、モデル事業を内閣府としてもやっていきたいと考えておりまして、予算要求を行っているところです。

以上でございます。

○竹中会長 ありがとうございます。

金融庁、お願いします。

○井藤金融庁企画市場局審議官 金融庁でございます。

金融庁の資料を、まず、1枚めくっていただきまして、諸外国、オーストラリアと韓国 の調査を行ってきたわけですけれども、オーストラリアは、第6回会合でも御説明してい ますけれども、両国とも、それぞれ特別な枠組みを活用して、インフラ、ファンドの流動 化を図っているというところでございます。

オーストラリアでありますと、非課税トラストと課税運用会社との分離や、非課税トラストとの各種要件を課した上でやっている。

韓国であれば、また、後ほど詳しい表がありますけれども、政府の監督関与などによる、 自由の制限などがある反面、一定の恩典が付与されているということです。

次の2ページは、第6回会合で、既に東証から御説明しているオーストラリアの例ですので、4ページをおめくりいただければと思うのですけれども、韓国におきましては、コンセッションを保有するSPCの株式を取得する形態で、インフラファンド制度が存在しており、流動化が図られているということで、かなりの程度のファンドが存在しているということがわかりました。

他方で、上場しているインフラファンドは、1銘柄のみで、100銘柄以上、大部分は、非 上場のファンドで運用されているということも見てとれました。

韓国で、非上場ファンドが多い理由なのですが、やはり、上場を前提としますと、一般 投資家に売却、転々に流通するということが前提なものですから、当然、審査とか、開示 とか、そういう一定の負担がかかってくるということ、それが敬遠されているということ と、主要な投資家である機関投資家等の関係者が、一般投資家への流動性を求めていない ということが多いと聞いてございます。

日本の場合におきましても、やはり、上場というのは、一般投資家への転々流通が前提であります一方、ファンドスキームについては、さまざまなもので流動化が可能となっておりまして、流動化自体は、非常に良いことであるとは考えておりますので、公共施設等を保有する自治体の意向でありますとか、流動化にかかわる関係者が、どのような条件等を望まれているのかということを踏まえた上で、具体的な流動化のファンドスキームについて選択の検討を行っていけばいいのではないかと考えてございます。

○竹中会長 ありがとうございます。

次は、文科省、お願いします。

○笠原文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官 文部科学省でございます。 資料1-4をごらんいただければと思います。

文教施設分野における成長戦略フォローアップの進捗状況について、ポイントをかいつ まんで御説明をさせていただきます。

おめくりいただいて、1ページ目をごらんいただければと思います。

上から2つ目の黒く囲ってあるところでございますけれども、まず、ここに書いてございますように、文教施設分野につきましては、平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成したけれども、引き続き、取り組みを支援するとなってございます。

そういう考え方に基づきまして、その下に書いてございますけれども、令和元年度におきましても、自治体における先導的なPPP/PFI事業導入検討への支援ですとか、事例集の作成等を行うこととしてございます。

令和2年度以降につきましても、自治体への支援ですとか、事例集の普及啓発というようなことを行うという予算の要求をさせていただいているところでございます。

次ページからは、コンセッション事業の個別の案件についての進捗を御説明させていた だければと思います。

下に2と書いてあるところをごらんいただければと思います。

上段につきましては、奈良少年刑務所赤れんが建造物でございます。

現在の状況というところに書いてございますけれども、今月から一部の施設で運営を開始します。

現在、令和4年の全施設の運営開始に向け、耐震改修工事が進められているところでございます。

下段のほうは、オリンピックの会場にもなります、有明アリーナについてでございます。 これについては、東京2020大会後の令和3年度からのコンセッション方式による供用開始に向けて、本年7月に実施契約が締結されたところでございます。

3ページ目をごらんいただければと思います。

上段でございますけれども、大阪中之島美術館についてでございます。

これは、令和元年6月というところにございますけれども、地方独立行政法人大阪市博物館機構から実施方針と募集要項が公表されているところでございます。

現在、事業者の選定手続が進められているところでございます。

下段のほうは、沖縄科学技術大学院大学ということになります。この宿舎でございます けれども、令和3年の供用開始に向けて、設計が進められているところでございます。

文部科学省のほうからは、以上でございます。

○竹中会長 ありがとうございます。

厚生労働省、お願いします。

○奈尾厚生労働省大臣官房審議官 厚生労働省でございます。

資料1-5をごらんください。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。

左側の記載内容でございますが、成長戦略につきましては、昨年12月に水道法の一部を 改正する法律が成立いたしまして、水道のコンセッション事業の着実な導入促進を図ると いうことでございます。

現状でございますが、6つの地方公共団体において、デューディリジェンスが終了いた しまして、うち2つの地方公共団体においては、実施方針に関する条例案提出、公表の予 定でございます。

1ページの右側でございますが、進捗状況をごらんいただきますと、1つが、取り組みを進める地方公共団体の検討やコンセッション事業の導入に資するように、先月から改正 水道法が施行されたわけでございますが、所要のガイドラインを発出いたしました。

それから、手引の改正ということも実施したところでございます。

続きまして、2ページでございますが、これは、例年やってございますけれども、官民連携に一層取り組みやすい環境を整えるといったことを目的といたしまして、経済産業省とも連携しながら、本年度も官民連携推進協議会、これを4カ所でやるわけでございますけれども、既に2カ所は終了したところでございます。

続きまして、3ページでございますが、右上のところをごらんいただきますと、著しい 物価変動があった場合の定義、それから、料金への転嫁についてということで、計算式は、 既にお示しさせていただいたところでございます。

最後、4ページでございますが、右下をごらんいただきますと、先行してコンセッション方式の検討を進めている水道事業者を支援できるように、必要な支援を行うということでございます。

先月から改正水道法が施行された中で、しっかり取り組んでまいりますので、よろしく お願いしたいと思います。

〇中村厚生労働省大臣官房審議官 続きまして、同じく厚生労働省でございます。 資料 1-6 をごらんください。

1 枚めくっていただきますと、厚生労働省におきましては、保健福祉分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドのモデル事業を、現在実施しているところでございまして、 今年度は、合計 9 事業採択して実施しているところでございます。

下の箱をごらんいただければと思います。

来年度以降の取り組みでございますが、これまでの3年間のモデル事業の結果を踏まえまして、まず、夏までに事例集を作成し、自治体に周知して、事例の横展開をすることを考えてございます。

また、医療・健康分野や、介護分野における取り組みの方向といたしましては、国民健康保険や介護保険につきまして、それぞれ保険者努力支援制度や保険者機能強化推進交付金というのがございまして、その中で、アウトカム指標の割合の引き上げなどを来年度以降も実施する予定でございます。

こうした方針の中で、今後の見直しにおきまして、成果連動型民間委託契約方式、PFS による事業の実施状況も踏まえながら、インセンティブの強化についても検討してまいり たいと考えているところでございます。

また、複数年度にわたる委託契約の締結をどのように推進していくかという点につきましても、現在実施しておりますモデル事業の実施状況等を踏まえながら、引き続き検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

- ○竹中会長 ありがとうございます。
 次は、農水省。
- ○織田農林水産省林野庁国有林野部長 林野庁でございます。 資料の1-7でございます。

樹木採取権制度に係ります前回会合以降の進捗と、今後の予定について、御説明をさせていただきたいと思います。

1 枚おめくりいただきまして、裏側に書いてございますけれども、国有林の一定の区域で立木を一定期間安定的に伐採できる樹木採取権制度の創設を内容といたします、国有林野法の改正が6月5日に可決、成立をし、7月から10月にかけまして、政省令の案についてパブリックコメントを実施して、政令は11月1日に閣議決定をさせていただいてございます。

来年の4月1日の施行に向けまして、今年度中に運用の手引となるガイドライン等を整備いたしまして、令和2年から4年度の3年程度の間に、資源や需要の状況を見きわめつ、全国10カ所程度でパイロット的に順次権利設定をする予定でございます。

その規模でございますけれども、括弧内で記載してございますけれども、区域面積数百 ヘクタール程度、権利期間10年程度ということで、これは、年間伐採量で1万立方米弱と なりまして、現行の立木販売1物件の数十倍、1森林管理署の年間立木販売量に匹敵する というようなものでございます。

前回の会合で、竹中会長から、海外のより大規模な事例のお話があったわけでございますけれども、このパイロット的事業の推進に合わせまして、そこに書いてございますが、マーケットサウンディングなどによりまして、木材需要拡大の状況あるいは当制度への運用の意見、新規需要開拓に取り組む事業体の動向等のニーズ等の把握の取り組みをしっかり行いまして、令和6年度ごろを目途に、このパイロット的事業の評価検証と、その把握した意見、ニーズを踏まえまして、より規模の大きな権利の設定を視野に、その後の運用のあり方の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○竹中会長 経済産業省、お願いいたします。
- ○覚道経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官 経済産業省から御説明いたします。

資料の1-8をごらんいただけますでしょうか。

まず、公営水力発電と、工業用水道事業について、取り組み状況を整理したものでございますけれども、まず、公営水力のほうについて御説明をいたします。

2ページをごらんいただきますと、これは、アクションプランに記載されている内容等、 取り組み状況を簡単に整理したものでございますけれども、公営水力発電につきましては、 平成30年度から3年間を集中強化期間として、コンセッション事業の具体化を進めている ところでございます。

3ページのところですけれども、今年度におきましては、案件形成に向けまして、7回の説明会の開催を予定するなど、事業移行のメリットなどを紹介することで、地方自治体のコンセッション事業への移行の検討を促しているところでございます。

さらに、4ページですけれども、先行事例として、鳥取県において、コンセッション事

業の検討が進んでいるところでございます。

ここに書いてございますように、令和2年7月の事業契約締結を目指しまして、4発電施設の事業者の公募を行っているところでございます。

簡単ですけれども、公営水力については、以上でございます。

○塩手経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長 続きまして、工業用水道 事業でございます。

同じ資料の6ページをごらんいただければと思います。

工業用水につきましても、コンセッション事業の具体化に向けまして、工業用水道事業 者であります、自治体向けの導入可能性調査を実施しているところでございます。

それから、先ほど、厚労省さんからお話もございましたけれども、官民連携協議会等を 通じまして、事業者への働きかけを行っているところでございます。

7ページでございます。

今年度のコンセッション導入促進の調査事業におきましては、実施方針策定検討、資産評価、導入可能性調査、それぞれ段階は違いますけれども、合計で5つの自治体がコンセッション導入に向けた調査を行っているところでございます。

工業用水は、以上でございます。

○江崎経済産業省商務・サービス政策統括調整官 続きまして、資料1-9で、ソーシャル・インパクト・ボンドについての進捗状況について御説明します。

先ほど、厚労省さんからもありましたように、健康・医療分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドということで、1ページ目の上の段にありますように、ソーシャル・インパクト・ボンドと言い切るには、まだ途中ではあるのですけれども、成果連動型民間委託契約方式、まず、これが成立しないと、インパクト・ボンドに行きませんので、これを進めているとこでございます。

2ページ目をごらんいただきますと、28年に日本初のSIBの組成をやり、前回も御説明しましたけれども、八王子と神戸、これも先行して始めたものです。おかげさまで、中間成果については、両方とも達成しております。

本日、御報告させていただきますのは、下のほうにあります、美馬市と大牟田市でございます。

今度は、どちらかというと、健診予防というよりは、介護予防系のものでございまして、 運動と絡めたものでございます。

3ページ目にありますように、介護予防といいましても、若いほうですね。これは、サッカーチーム、徳島ヴォルティスと一緒になりながら、そのノウハウを生かして、運動習慣をつける、そして、基本改善度をチェックするという形で進めるものでございます。

続きまして、4ページ目でございますけれども、こちらは、大牟田市のほう、先ほども 御紹介がありましたけれども、こちらは、むしろ施設、お年寄りの方々の改善、現在、公 募をし事業を開始しているところでございます。 今後ですけれども、5ページ目をごらんいただきますと、こうした取り組みを横展開していくのは、非常に重要なことでございますし、エビデンスというものを、どうしたものがSIBになりやすいのかということの論点整理をしております。

6ページ目にありますように、今後、これを広げていく、現在、いろんなところから相談をいただいているのですけれども、やはりまちづくり、そうしたものとの連動の提案が非常に多くございまして、さらなる指標の検討について進めるものでございます。

最後のページにありますように、こうしたものを普及するために、いろんなところで情報発信をしているというところでございます。

以上です。

○竹中会長 ありがとうございました。

国土交通省、お願いします。

○石井国土交通省総合政策局次長 国土交通省でございます。

資料1-10に基づきまして、御説明したいと思います。

1ページをおあけいただきたいと思います。

まず、総合政策局から優先交渉権者の二段階選定に関する内閣府への報告について御説明申し上げます。

進捗状況でございますけれども、まず、空港につきましては、国内外の事例の調査結果と、昨年開催した空港コンセッション検証会議の提言を内閣府に報告したところでございます。

また、有料道路及び下水道の事例につきましても、内閣府からの依頼に基づきまして、 第一段階の審査基準や、第二段階の審査結果が出るまでの情報開示の方法等につきまして、 内閣府に御報告したところでございます。

以下、各局等から御説明申し上げます。

- ○平岡国土交通省航空局航空ネットワーク部長 続きまして、航空局でございます。
 - 3ページ目をごらんください。
 - 1つ目、運営権の対価についてでございます。

北海道の7空港のコンセッションにつきましては、先月の31日に優先交渉権者が設立したSPCとの間で実施契約を締結したところでございます。

空港整備勘定におきましては、決算剰余金という仕組みがございまして、実質的に運営 権対価を複数年度で活用できる仕組みとなっているところでございます。

2点目でございますが、専任人材の登用でございますが、公募条件の見直しを行いまして、年度内の登用を目指して、再度、公募を行いたいと考えているところでございます。

3つ目の国家公務員等の派遣につきましては、前回の会議時点で対応済みでございます ので、説明を割愛させていただきたいと思います。

4ページ目でございます。

4点目でございますけれども、混合型コンセッションにおける更新投資に国庫補助が入

る場合の留意点についてでございますけれども、適切な支出に留意しつつ、民間事業者の 創意工夫が生かせるよう、周知文書を地方管理者へ発出したところでございます。

5点目でございますが、保安区域内への非旅客の入場の件でございますけれども、必要な規定の改正を行いまして、現在、運営権者において計画内容の具体化が進められているところでございます。

6点目のCIQにおける柔軟なレイアウト変更につきましても、現在、運営権者において、計画内容の具体化が進められているところでございまして、今後、関係省庁に計画内容を提示していく予定であると承知しているところでございます。

5ページ目をごらんください。

7点目でございますけれども、北海道の7空港につきましては、冒頭、御報告申し上げたとおり、先月の31日に5原則に基づきまして、実施契約を締結したところでございます。

8点目でございますけれども、必要なデータがそろっております、仙台空港と高松空港につきまして、事業価値の総額と、民間委託前のEBITDAとの比率を整理いたしましたところ、欧州の水準と比較して、特に高い水準とはなっておりませんでした。

具体的な数値につきましては、公表いたしますと、運営権対価の期待値を形成し、今後のコンセッション案件に対する影響が生じかねないと思っておりますので、この場で申し上げることは差し控えさせていただきますが、御希望がございましたら、個別に御説明の対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

最後に、アクションプランの進捗状況につきましては、その次のページに、空港コンセッションの進捗の一覧表を載せているところでございます。

現在、広島空港につきまして、運営権者の選定プロセスに入っているところでございます。

以上でございます。

○植松国土交通省水管理・国土保全局下水道部長 続きまして、8ページ目、下水道部で ございます。

進捗状況について、御説明させていただきます。

一番上でございますけれども、契約額の妥当性等の確認ということでございます。

本年3月に下水道のコンセッションのガイドラインを改正させていただきまして、コンセッション事業に補助が入る場合等について、下水道管理者が性能や金額の確認を行うことを明記させていただきまして、周知させていただいておるところでございます。

2つ目でございます。

標準仕様書等の改定でございますけれども、浜松市の事例を、今、把握しているところでございまして、各事例の蓄積を踏まえて、設計指針等への反映を検討していきたいと思っております。

下の進捗状況でございます。

6件の数値目標でございますけれども、今、御説明しましたとおり、浜松市が平成30年

4月から業務を開始しまして、高知県の須崎市において、本年1月でございますけれども、 優先交渉権者を選定したところでございます。

また、宮城県におきましては、年内に実施方針を策定する予定でございます。

いずれにしましても、引き続き、具体的な検討を進めている公共団体に技術的支援を行い、さらに案件形成に向けて、市町村長等にトップセールスを行うなどして、6件の目標に向けてしっかり実施していきたいと思っております。

次の9ページ目が、浜松市の事例でございまして、10ページ目は、高知県の須崎市ということでございまして、須崎市については、令和2年4月からコンセッション事業が実施される予定でございます。

以上でございます。

○磯野国土交通省港湾局審議官 港湾局でございます。

資料の11ページをごらんください。図のほうが13ページにございますので、13ページを ごらんいただければと思います。

ウォーターフロント地区の案件につきましては、福岡市が基本スキームの素案を作成した上で、民間サウンディングを本年の8月まで実施してございます。こちらのスケジュール案に示されているところでございます。

現在、市は、これを踏まえまして、公募に向けた作業をさらに進めているというところ でございます。

12ページの右側「進捗状況」の黒ポツの3つ目をごらんいただきますと、福岡以外の動きなのですけれども、大阪市につきまして、旅客ターミナル事業の運営権を民間に委ねることを含むPFI事業の実施方針が、本年5月に公表されております。引き続き、案件形成を支援してまいります。

以上でございます。

○髙科国土交通省観光庁国際観光部長 続きまして、14ページ、観光庁でございます。

MICE施設につきましては、平成29年度から令和元年11月22日元年度までの集中強化期間において、6件のコンセッション事業の具体化を進めているところです。

前回の会合では、横浜市と愛知県が採用と御報告いたしましたけれども、その後、福岡市においてもマーケットサウンディングを実施し、事業範囲等の詳細を検討中となって、現在、3件の事業が具体化している状況です。

それに加えまして、札幌市、名古屋市、沖縄県におきまして、導入可能性調査が終了いたしまして、導入に向けた検討を進められております。

このうち沖縄県につきましては、国土交通省の支援を受けて、今年度内に事業が具体化する予定です。

また、検討の加速化に向けて、コンセッション方式導入を支援する事業を、今年度より 実施しております。

現在、先ほど述べました自治体とは別の3つの自治体を支援しております。引き続き観

光庁といたしまして、アクションプランに基づいてしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

○長橋国土交通省道路局次長 続きまして、道路局でございます。

17ページからですが、19ページに事業の概要をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

愛知県の道路コンセッションの運営は、10月でちょうど3年が経過してございまして、 資料の右の図にありますように、8路線、約72キロの運営をしてございます。

県からは、公社が運営時と同様の管理水準や、あるいはサービス水準を維持しながらも 民間ノウハウを活用して、特に、パーキングエリアを活用した地域活性化の取り組みとか、 あるいはイベントを積極的に行うということで、順調に運営が行われると聞いてございま す。

国交省としても、しっかりと、この取り組みをサポートしていくことが大事だと考えて ございますし、国のみならず、県あるいは公社からも全国の道路公社あるいは府県への情報提供を含めた横展開を、今、図っているところでございまして、コンセッション会社み ずからも運営開始3年経過ということで、みずからの取り組みについて、セミナー等で情報発信をしていると承知してございます。

よろしくお願いいたします。

○淡野国土交通省住宅局審議官 最後の20ページ目、住宅局でございます。

公営住宅の分野につきましては、平成28年度からの3カ年で6件を事業化する目標のところ、平成30年度までに10件の案件について契約がなされ、さらに今年度新たに1件の契約がなされ、現在までに11件が事業契約済みでございます。

引き続き、公共団体による基本構想検討に対する支援や整備費への重点的な支援などを 実施してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○竹中会長 皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、私のお手元の資料について御説明をさせていただきたいと思います。

今年度の会合ですけれども、ここにお集まりの皆さんと個別の問題をじっくりと議論するということに少し重点を置きたいと思います。

特に、大きな宿題を抱えておられる関係府省がいると思いますので、ぜひ、重点的な議論をしたいと思います。

そして、来年1月にまとまった時間をとりますので、この資料で挙げさせていただいた 関係府省には、ぜひ、そのときにまでに目に見える形で施策を進捗させるようにお願い申 し上げます。

また、ここに記載されていない問題も、また出てくる可能性もありますので、その点も よろしくお願いします。

これまでに決定した施策の進捗の確認に加えて、4つほど新たなテーマについても個別

にお話を伺いたいと思います。

社会的に関心が集まっていますテーマで、広い意味でのPPP/PFIと関係のあるテーマを選んでおります。

具体的に何を説明したらいいか、この資料だけではわからないと思いますので、後日、 事務局を通じて、具体的なリクエストを出したいと思っております。

記載されております、国交省の道路局、総合政策局、鉄道局、自動車局、航空局、そして、内閣府のPFI推進室には、ぜひ、御協力をお願いしたいと思います。

そして、このペーパーの最後に、本年度末の数値目標の締め切りを迎えている重点分野を抱える関係省庁があると思いますけれども、その数値目標の達成状況と来年度以降の位置づけについて、一旦事務局と関係府省で、ぜひ協議をしていただきたいと思います。

協議で結論が得られない場合は、どうするか、また、個別の時間をとってお話を伺った 上で、この会合で方向性をぜひ見出していきたいと思っております。

私の資料に関する説明は、以上でございますけれども、特に、この時点でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○竹中会長 それでは、時間がたつと思いますので、この資料に基づいて、事務局のほうで会合のセッティング等々を、風木さんのほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、少し私から幾つかの点について伺いたいと思っております。

今日は、井上政策統括官においでいただいております。

今回、再生事務局より本会議への資料等の提出の締め切りを設定させていただいたのですが、内閣府PFI推進室が、その締め切りを守れなかったと聞いておりますが、そういうことなのでございましょうか。

そう聞いているのですが。

- ○風木日本経済再生総合事務局次長 6日の締め切りの話ですね。
- ○石川内閣府大臣官房審議官 資料が出せなかったと。
- ○風木日本経済再生総合事務局次長 最終的にセットされていなかったと承知しています。
- ○石川内閣府大臣官房審議官 そうですか、ちょっと認識していませんでした。
- 〇井上内閣府政策統括官 済みません、行き違いがあったかもしれませんけれども、いずれにしろ、我々も本件は、いつもしっかり対応したいと思っていますので、もし手落ちがあったならば、そこは、次回、きちんと改善したいと思います。
- ○竹中会長 よろしくお願いします。

そして、推進室の取り組み状況について拝見したのですけれども、内閣府の宿題でありました下水道及び水道分野の物価変動の仕組みについて、ガイドラインを改定するという取り組みについて、これは、厚生労働省側の作業が終わっているわけですね。その後、結構、時分があったと思うのですけれども、まだ、その後の進展がよくわからないのですが、

この点については、いかがでしょうか。

- ○石川内閣府大臣官房審議官 ガイドラインの。
- ○竹中会長 改定ですね。
- ○石川内閣府大臣官房審議官 改定の赤字継続でございますか。赤字継続の契約解除。
- ○竹中会長 物価変動の仕組みについてです。
- ○石川内閣府大臣官房審議官 物価変動の仕組みについては。
- ○竹中会長 厚生労働省のほうでは、作業が終わっているわけですね。
- 〇井上内閣府政策統括官 済みません、そこも含めて、ちょっとよく確認をして、必要な 作業を進めたいと思います。
- ○竹中会長 はい。統括官のほうで、ぜひよく御指導を、推進していただきたいと思います。

この会合は、内閣府のPFI推進を応援するためにやるのだと、私自身は思っておりますので、本来であれば、内閣府が自発的に推進している、そういう点をぜひ踏まえていただいて、井上統括官には、PFIの責任者として、ぜひ御指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

ということで、よろしいでしょうか。

- ○井上内閣府政策統括官 承知いたしました。
- ○竹中会長 それでは、ぜひ、その点は、よろしくお願い申し上げます。

ガイドラインの改定についても、具体的にどうするのか、1月の個別フォローアップの際には、ぜひお答えをいただきたいと思っております。

続いて、国交省航空局ですけれども、これも、前から少し気になっていることなのですが、北海道7空港コンセッションの運営権対価の用途について、どうするかということであります。

一般論的な回答は、何回かお聞きしていると思うのですけれども、財務省の主計局とは、 運営権対価として、特別会計に入ったのと同じ金額分、一般会計からの繰り入れを削ると、 それはちょっとだめだろうと、何のためにコンセッションをやっているのかわからないと いうことで、これは、むしろ成長戦略の中で随分議論をされてきたことだと思うのですが、 そのように、航空局として、財務省と既に合意していると、そういう方向で話を進めてい るという理解でよろしいでしょうか。

○平岡国土交通省航空局空港ネットワーク部長 航空局でございます。

空港コンセッションにより得られる運営権の対価につきましては、本来、将来、得べかりし着陸料収入が反映されて、それは前倒しで空港整備特別勘定に入れていくという話でございますので、私どもとしては、空港関連の事業に有効に活用し得るよう、お願いをしているというところでございまして、個別具体的には、予算編成の過程で検討しているという状況でございます。

○竹中会長 確認ですけれども、方向性としては、今、申し上げたように、その分、一般

会計の繰り入れを削るというのは、それは違うと、そういう方向で、既に議論しているという理解でよろしいですね。

- ○平岡国土交通省航空局航空ネットワーク部長 いずれにいたしましても、予算編成の過程で検討をさせていただいているということでございます。
- ○竹中会長 方向性についてです。
- ○平岡国土交通省航空局航空ネットワーク部長 いずれにいたしましても、我々としては、 基本的に運営権対価については、ちゃんと空港関連の事業に有効に活用したいということ を申し上げていまして、それを予算編成の過程で検討しているところでございます。
- ○竹中会長 成長戦略の中で、一応、方向性としては合意していたと思うのですが。その 確認ですが。
- ○平岡国土交通省航空局航空ネットワーク部長 最終的には、予算でどういうふうな形に なるのかというところにつきまして、まだ、財務省と協議中でございます。

それで、空港整備勘定の収入、歳入につきましては、いろんなものがございまして、例 えば、着陸料収入もございますし、これから、航空機燃料税の繰り入れの部分もございま すし、さらに御指摘の一般財源から入れている部分もございます。

さらに、その上に運営権対価をどうするかという話でございますので、全体的に、そこ は整理をさせていただきたいと思っております。

○竹中会長 国会答弁は、それでよろしいかと思うのですけれども、方向性は確認されていると思いますので、それと、これは、運営権ですから、民間が入ることによって、アップサイドの収入増があるわけで、それが運営権対価に反映されているはずです。その点については、当然、そういう空港整備のために使わないと、私たちは、応援しているわけですから、何のためのコンセッションかわかりませんので、ぜひ、その方向でしっかりと御対応をお願いしたいと思います。

ぜひ、1月に個別にフォローアップをさせていただきますので、そのときまでに、どの程度、将来の投資に回すのか、そして、具体的にどのようにやるのか、ぜひ、協議をして 具体的なお答えをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

実は、この問題、先日の経済財政諮問会議で、我々がずっと言っていたアセットリサイクルですね、資本のリサイクルの推進ということで、民間議員からの提言が行われたと思います。提言を受けとめた内閣府としましても、これは、内閣府が担当しているわけですから、北海道の7空港の運営権対価において、モデルケースをつくるために関与するという姿勢でお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

- 〇井上内閣府政策統括官 諮問会議の民間議員の方々も、特に空港の事業なども念頭に置きながら議論をされていましたので、方向としては同じだと思います。
- ○竹中会長 航空局にはもう一点あるのですけれども、EBITDAの比率について開示を求めていますけれども、具体的な数字をいただいていないと思います。具体的な数字を示していただかないと、国際的な水準と比較して、特に高い水準にはなっていないという理解が

できないわけですけれども、数字は、どうして開示できないのか、先ほどもお話がありま したけれども、そうすると、予定価格を類推されるとか、あると聞きます。

もし、法的に予定価格を類推するので、できないということでありましたら、会計法を 所管する財務省から正式な解釈を航空局としてとっていただいて、1月のフォローアップ の場でお示しをいただきたいと思うのです。

そうではない場合、数字をぜひ示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。 〇平岡国土交通省航空局航空ネットワーク部長 ちょっと繰り返しになって恐縮でございますけれども、数字を公開の場でお示しをするという形になりますと、運営権対価の期待値を、いわば申し上げる話になってしまいますので、今後のコンセッション案件に対する影響があるのではないかと考えているところでございます。

ただ、先生のほうから御指摘がございますので、先生のほうには、個別に数字を示して、 御説明をさせていただきたいと考えております。

○竹中会長 わかりました。そのように、一つよろしくお願いしたいと思います。 それでは、林野庁に伺います。

まず、法律成立に向けた御尽力、本当に大変だったと思います。ありがとうございます。 重要なのは、ここからなのですけれども、この法律は、国有林における長期の伐採権を 可能にすると、そして、民間事業者にとって、将来への予見可能性を高めて、見通しを立 てやすくすると。そして、そういう予見が可能になるので、イノベーティブな投資をでき るようにする。その大ロットでの素材生産を可能にすることで、国際競争力に耐えられる ように生産性を高める。非常に重要な意味を持っているのだと思います。

この目的に照らしますと、日本の林業が世界で競争できるような水準に到達できるように、民間事業者がなっていかないといけない。そして、この法律の制定プロセスで、カナダの調査などをしたと思うのですけれども、そのとき聞いたのは、20年以上、1契約当たり数十万立方米の素材生産を可能にしなければ、抜本的な生産性向上は望めないと、そういうような報告もあったと思うのですが、今日伺ったお話、小さいことからこつこつと始めるのかもしれませんが、2桁ぐらい数字が違って、小さな規模になっていると思うのですけれども。そうすると、抜本的な生産性向上は望めるのかと、何のための法律改正だったのだろうかというような声も出てくるように思うのですが、どのような規模感で、今後やっていくのかということについて、林野庁のお考えは、いかがでしょうか。

○織田農林水産省林野庁国有林野部長 ありがとうございます。

この制度の国会等の議論におきまして、やはり、国内最大の森林所有者である国有林からの木材供給に関連するものですから、民有林材供給を圧迫するのではないかと、こういう懸念が大きかったということでございまして、このため、まず、先ほど申し上げた規模等で、パイロット的に、先ほど申し上げた規模も、今の販売の単位からすると、相当、数十倍、50倍とか70倍ぐらいのものを一気に権利を設定するということですので、まず、そういう規模でパイロット的に取り組ませていただいて、この制度が民有林材の供給を圧迫

するようなものではないのだということと、さらには、まさに、この制度のようにサプライチェーンをつくって、木材を安定的に供給することが、川上、川下までの全ての関係者にとってメリットがあるということを示して、そして、理解してもらうことが、この制度の次のステップへの発展につながると考えてございますので、前提として、木材需要、国産材需要をもっと拡大をしていかなければいけないということがございますけれども、そういったことにしっかり取り組みながら、次のステップの検討に当たりまして、より規模の大きな権利の設定を視野にしっかり検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○竹中会長 現実との調整というのは、必要だということも十分理解するのですが、法律が、本来目指していた、少なくとも立法過程で議論されていたような議論と、実際に法律ができて、それを施行するのと、どうも違うねという印象が、どうしても持たれがちだと思うのです。その点、ぜひ考慮して、このテーマも1月のフォローアップの対象としていきたいと思いますので、ぜひ、林野庁として、実現を目指すモデルケースの具体的な内容を、特に私が申し上げたような意味での期間とボリューム感を明確に持っていただいて、準備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

文部科学省にお伺いしたいことがございます。

数値目標については、達成したということで、これは何よりだと思います。ただ、文科 省は、これから新国立競技場のオリンピック・パラリンピック終了後の管理方式という非 常に難しい問題に直面していくのではないかと思います。

管理方法の1つとして、コンセッションも選択肢に含まれていると理解していますけれども、これは、どの程度の実現可能性があるとお考えなのか。実現に向けて、何か課題があるのか、そうした点について伺えればと思うのですが、いかがでしょうか。

○齋藤文部科学省スポーツ庁スポーツ総括官 スポーツ庁からお答えいたします。

御指摘のありました、新国立競技場につきましては、御承知のとおり、さまざまな経緯を受けて、仕様の変更が行われ、今月末に竣工予定という状況にございます。

関係閣僚会議が立ち上がっておりまして、その中で、民間事業への移行ということが提言され、それを受けて文部科学省の中でワーキングチームを立ち上げまして、どのような形の民間事業化、民間活力の活用があるのかということを検討しております。

具体的には、最大の活用が可能なコンセッション方式の導入も念頭に置き、導入可能性 調査を実施しておりまして、今年度、マーケットサウンディング等を実施しております。

ただし、仕様変更後の新国立競技場の形態が、必ずしも収益性の高いものではないというところもありまして、今、その導入可能性の調査を引き続き、続けているところでございます。

また、1つの状況としましては、オリンピックの主会場という特殊な状況にございまして、それに基づく情報開示の制約等がありまして、慎重に検討を続けているというところでありまして、この場で明確な方向性を明示できる状況にはございません。

以上でございます。

○竹中会長 これは、注目度も高いと思いますので、ぜひとも、これは成功をさせなければいけないのだと思います。 1月のフォローアップのときも、さらに議論をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

続いて、厚労省の医薬生活衛生局と、国交省の下水道部にお伺いしたいのですけれども、 示している資料が1年前のものとあまり変わっていないのかなという気がいたします。

この分野は、案件の積み増しが強く期待されている分野ですけれども、具体的に、説明会等々の話もありましたけれども、どのように案件を増やしていくのか、1月フォローアップの際に、ぜひ、やはり、従来とは一段違うようなアイデアを出してもらうということを期待したいのですが、その案件の増やし方について、もし、何かございましたら、お伺いしたいのですが。

○奈尾厚生労働省大臣官房審議官 では、まず、厚生労働省からお答えいたします。

10月に改正水道法が成立いたしまして、その際の国会審議でもいろいろな御意見があったところでございますが、私どもの基本スタンスは、このコンセッション方式を地方自治体が導入しようとする場合に、ネックになっていることは何があるのかと。

例えば、制度について、よく理解がしにくいとか、それから、料金の転嫁は典型的なのですけれども、具体的に進行する上で悩んでいることがあるのではないかと、そういったことは明確化させていただいたというところでございます。

今後は、特にファーストペンギンといいますか、国内での達成に向けて、しっかり検討が進んでいる自治体を全力で支援するというスタンスで取り組んでまいりたいと思っています。

○竹中会長 案件を増やすために、何か新しいアイデアが必要ではないかという問題意識をちょっと持っていますので、ぜひ、その点は、いろいろお考えいただければと思います。 下水道、お願いします。

○植松国土交通省水管理・国土保全局下水道部長 国土交通省の下水道部でございます。 8ページ目でございますけれども、宮城県については、年内に実施方針が策定される見通しです。ほかの4の公共団体については、準備はしているところでございますけれども、 条例の制定等々に向けて、議員を含め関係者などの合意形成に時間がかかっているという ことでございます。

いずれにしましても、公共団体と幅広く検討会をしておりますので、裾野の拡大も含めて、コンセッションの案件形成に向けて積極的に対応させていただければと思っております。

○竹中会長 制度的な制約等々があれば、ぜひ、出していただきたいと、ここでぜひ議論 をしたいと思いますので、ぜひ、その点を踏まえまして、よろしくお願い申し上げます。

最後に、ペイ・フォー・サクセスについて、厚労省に2つ質問させていただきたいのですが、1つは、モデル事業における医療分野の取り組み、糖尿病の話とか、大腸がん検診の話とか、これは、こういうところでの議論を始める前から、自治体から自発的にやって

いた分野だと思うのです。今回、5つ挙げていただいたと思いますが、今後、厚労省として医療分野での新たなモデルの構築に取り組んでいくと、どのように取り組んでいくのか、 ちょっと御意見をお伺いしたい。

2つ目は、複数年度にわたる委託契約ですが、これを検討するということになっているのですが、私としては、ぜひ令和2年度から、ぜひ複数年度でやってほしいと、そのことを成長戦略に書き込めるように、ぜひしたいと私は願っております。

この2点について、いかがでしょうか。もし、御意見がありましたら。

〇中村厚生労働省大臣官房審議官 厚生労働省でございます。

モデル事業で実施しているさまざまな事業については、当然、各自治体がこれまで独自に取り組まれていた部分もございます。ただ、医療、介護、それから健康づくり、予防づくり、こういった分野での取り組みをさらに進めるべきであるということで、今、厚生労働省としても関係省庁とも連携して、取り組みを進めてございますので、成果連動型の契約を結んでいくために、どのような指標がなじむか、あるいは、それに応じた報酬の支払い方はどうあるべきか、こういったことをこのモデル事業の中でしっかり検証した上で、その好事例を来年度から自治体に広げていきたいと考えてございます。

健康、それから、介護の分野にとどまらず、少し福祉の分野にも視野を広げたような形で、今回のモデル事業の採択も行ってございますので、さらに、どういった分野での活用が見出されるかについて、厚生労働省としても検討してまいりたいと考えてございます。

それから、複数年度のほうの取り組みでございますけれども、これは、厚生労働省が直接担うというよりは、やはり、健康、医療、介護の分野でございますので、自治体が、実際には、自ら事業を実施するほか、民間の方に委託契約をされるようなケースが多くございます。

そうしたときに、自治体が、複数年度で契約を結ばれるに当たって、どのような課題が あるか、こういったこともよく見ていきたいと思ってございます。

今、行っているモデル事業の中でも、複数年度の実施を念頭に行われているような自治体もございますので、こういった自治体とよく意思疎通を図り、どういった課題があるか、進めるためにはどういったことが必要になってくるか、こういったことをよく検証しながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○竹中会長 最後に、今、御指摘いただいた、幾つかの自治体で、そういうことを考えていると、ぜひ、そこをうまく、問題点があるならば、我々で解決できるということで、結果を出せるように、一つよろしくお願い申し上げたいと思います。

どうもありがとうございます。

PPP/PFIの問題というのは、かなり中に入ると個別に技術的で、難しくて、一般的なメディアに載ることは、ほとんどないのですけれども、これは、ここ何年かの間の政権の非常に大きな成果だと思うのです。皆さん方が、それぞれの部署で御協力いただいたおかげだと思っておりますので、ぜひ、地道に、しかし、力強く進めていただきたいと思います。

このPFIの議論が始まった当時に比べると、そのエネルギーが、残念ながら落ちているのではないかなという懸念を、私自身も持っておりまして、そういう声も外からも聞かれますので、ここでさらに一段とよい成果が出るようにお願いをしたい。

政務の御協力も得て、しっかりと対応していただければありがたいと思っております。 特に、御意見がございましたら、どうぞ。

○石川内閣府大臣官房審議官 済みません。最初にいただいた物価変動のあった場合に、 運営権者が水道について、どのように料金転嫁するかについて、私はちょっと答えそびれ てしまいまして、済みませんでした。

再生事務局のほうでつくっていただいた参考資料1の2ページ目の⑦に、それがございまして、厚生労働省のほうで、その転嫁に関する計算式を示した。内閣府は、それを内閣府ホームページで周知を行っているということで対応させていただいております。

済みません、以上です。

- ○竹中会長 ほかに、ございませんでしょうか。 それでは、事務局のほうにお返しいたします。ありがとうございます。
- ○風木日本経済再生総合事務局次長 竹中会長、どうもありがとうございました。

以上、さまざまな御指摘、御指示がございましたので、これを踏まえまして、今後の具体的の検討を進めてまいります。

1月に個別のフォローアップということで御指示がございましたので、これにつきましては、事務的に関係省庁に御連絡を差し上げまして、調整させていただきたいと思います。

なお、本日の会議の内容は、事務局からのブリーフということになりますが、議事録の ほうは、議事要旨ということで公開するということで、発言者の確認を得た上で実施させ ていただきたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

○竹中会長 ありがとうございました。